

千葉県中小企業診断助言等専門家派遣（経営革新計画）事業実施要領

（事業の目的）

第1条 千葉県中小企業診断助言等専門家派遣（経営革新計画）事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人千葉県産業振興センター内千葉県チャレンジ企業支援センター（以下「チャレンジセンター」という。）が、千葉県内の経営革新計画に取り組む中小企業者等に対して、知識・経験を有する専門家を派遣（以下「専門家派遣」という。）し、中小企業の経営力向上に資することを目的とする。

（対象企業）

第2条 対象企業は、千葉県内で経営革新計画策定及び経営革新計画承認後の計画推進に取り組む中小企業者等とする。ただし、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）に該当することとする。

（対象支援内容）

第3条 対象支援内容は、経営革新計画策定及び経営革新計画承認後の計画推進に向けた診断助言とする。

（派遣要請）

第4条 本事業による専門家派遣を希望する中小企業者等（以下「派遣要請企業」という。）は、専門家派遣要請書（様式1-1）（以下「支援要請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（様式1-2）により、公益財団法人千葉県産業振興センターへ派遣要請を行うものとする。

（専門家の選定）

第5条 チャレンジセンターは専門家派遣する専門家を別に定める「千葉県中小企業診断助言等専門家派遣に係る専門家取扱基準」（以下「取扱基準」という。）により募集し、申請を受理した専門家の中から選定するものとする。

なお、専門家の選定にあたっては、派遣要請企業の意向を参考にするものとする。

（派遣の可否）

第6条 チャレンジセンターは、第4条により提出された支援要請書により、派遣要請企業への専門家派遣の可否を検討する。

- 2 理事長は、前項を参考に専門家派遣する企業（以下「派遣先企業」という。）及び前条を参考に派遣する専門家（以下「派遣専門家」という。）並びに派遣日数等を決定するものとする。
- 3 チャレンジセンターは、派遣専門家に専門家派遣の実施を依頼し、派遣専門家から暴力団排除に関する誓約書（様式2）の提出を求めるとともに、派遣先企業に専門家派遣の実施を通知するものとする。

なお、専門家派遣を決定しない場合は、派遣要請企業に対し専門家派遣しない旨の通知をするものとする。

(派遣専門家の守秘義務)

第7条 派遣専門家は、専門家派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。また、派遣専門家は、自己の所属した又は所属する機関に帰属する知的財産権を侵さないものとする。

2 派遣専門家は、専門家派遣を引き受けるに当たり、誓約書(様式3)を理事長に提出するものとする。

(派遣人数の制限)

第8条 派遣専門家の派遣は、原則として派遣先企業に対して1名とするが、必要に応じて複数の派遣専門家を派遣できるものとする。

(派遣日数の制限)

第9条 派遣専門家の派遣日数は、派遣先企業に対して1事業年度内に5日以内とする。

なお、1事業年度内に1人の派遣専門家に派遣を依頼できる日数は原則として20日以内とする。

(派遣先企業及び派遣専門家の選定における留意事項)

第10条 第4条の規定による要請をした派遣要請企業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第6条の規定による派遣先企業として選定をすることができない。

(1) 千葉県内の派遣先企業の所在地以外において専門家派遣を行おうとする場合。ただし、やむを得ない事情があるとチャレンジセンターが認めた場合は、この限りでない。

(2) 専門家派遣の要請が単に派遣専門家による資料等の作成代行等(各種補助金や借入金等の申請書等の作成、ソフトウェアの開発、ホームページの制作、営業活動の実務代行等を含む。)と認められる場合。

(3) 派遣要請企業の要請に基づき、複数の企業に対して専門家派遣を行おうとする場合(集団研修等)。

(4) 専門家派遣の要請の日の属する年度の前年度において、当該専門家派遣と同一の専門家派遣を受けている場合。ただし、理事長が当該専門家派遣を必要と認めた場合は、この限りではない。

(5) その他、理事長が支援の対象として相応しくないと認めた場合。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第5条の規定による派遣専門家として選定することができない。

(1) 派遣先企業の役員又は社員の身分を有する者。

(2) 派遣先企業の役員等の4親等以内の親族である者。

(3) 派遣先企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者。

- (4) 派遣先企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者。
- (5) 派遣先企業との間で、継続して診断助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者。
- (6) 第18条第2項に基づき派遣専門家の専門家派遣を取り消された者。

（派遣先企業、派遣専門家の責務）

第11条 派遣先企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援が実施できるように環境整備に努めなければならない。

- 2 派遣専門家は、派遣先企業の経営課題等を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。
- 3 派遣専門家における1回の支援時間は3時間以上とする。
- 4 派遣専門家及び派遣先企業は、本事業に関してチャレンジセンターから報告等の求めがあったとき、又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

（テレビ会議システム等を用いたオンラインによる診断助言等）

第12条 派遣先企業からテレビ会議システム等を用いたオンラインによる診断助言等の希望があった場合は、チャレンジセンター及び派遣専門家に事前了解を得たうえで、これを認めることとする。

（支援結果報告）

第13条 派遣専門家は、毎月の専門家派遣の実施結果を業務月報（様式4-1）によりチャレンジセンターに提出するものとする。

- 2 第12条の規定による診断助言等を実施した分については、前項の様式に加え、診断助言等実施時のスクリーンショット等を添付するものとする。
- 3 専門家派遣に係る診断助言の支援が終了した後、速やかに業務終了報告書（様式4-2）をチャレンジセンターに提出するものとする。

（支援成果報告）

第14条 派遣先企業は、専門家派遣の支援が終了した後、速やかに報告書（様式5）をチャレンジセンターに提出するものとする。

（謝金等の支払い）

第15条 チャレンジセンターは、第13条及び第14条により提出された報告書を確認した後、派遣に係る謝金及び旅費を、別記の規定により派遣専門家に支払うものとする。

なお、第12条の規定による診断助言等を実施した分の旅費については支払いを行わない。

（知的財産権の帰属）

第16条 本事業の実施により派遣先企業に生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として派遣先企業に帰属するものとする。

(効果の確認)

第17条 チャレンジセンターは、専門家派遣終了後、派遣先企業に対して直接面談・電話等による聴取により、本事業の効果の把握に努めるものとする。

(専門家派遣の取消)

第18条 理事長は、派遣先企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、専門家派遣を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められた場合。
- (2) 専門家派遣に付した条件に違反した場合。
- (3) 専門家派遣の目的を達成できないと認められる事由がある場合。
- (4) 専門家派遣の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合。
- (5) チャレンジセンター及び派遣専門家に対して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたと認められる場合。
- (6) チャレンジセンター及び派遣専門家に対し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を用いた直接・間接的な中傷行為等を行ったと認められる場合。
- (7) 重大な法令違反や公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められた場合。
- (8) その他専門家派遣を取り消すべき重大な事由が生じた場合。

2 理事長は、派遣専門家が次の各号のいずれかに該当する場合は、専門家派遣を取り消すものとする。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した場合。
- (2) 専門家派遣の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合。
- (3) 心身の故障のため、支援業務に堪えられないと認められる場合。
- (4) 派遣専門家から専門家取り消しの申請が提出された場合。
- (5) 専門家派遣の運営上、専門家派遣を取り消す必要が生じた場合。
- (6) 社会的に違法、不適切な行為と認められる行為があった場合。
- (7) チャレンジセンターとの連絡調整において誠実に対応しない場合。
- (8) 取扱基準に基づき受理された専門家の申請を取消された場合。
- (9) その他、理事長が派遣専門家としてふさわしくないと判断した場合。

(専門家派遣の変更)

第19条 第6条第2項により派遣専門家の専門家派遣を受けることが決定した後に、派遣先企業等の都合により専門家派遣内容を変更する場合は、専門家派遣内容変更申請書(様式6)の提出を受けるものとする。

2 チャレンジセンターは派遣先企業から専門家派遣内容の変更に関する申請があった場合には、その妥当性について審査及び検討を行うものとする。

(損害賠償について)

第20条 本事業の業務遂行に際して、派遣専門家が自身の故意または過失によりチャレンジセンターに損害を与えた場合は、チャレンジセンターに対し当該損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第21条 本事業の実施により、派遣先企業等に不利益が生じた場合、また、派遣先企業等の従業員あるいは派遣専門家の身体・財産に危害が生じた場合、チャレンジセンターは一切その責任を負わないものとする。

(補足)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

千葉県中小企業診断助言等専門家派遣（経営革新計画）事業に係る謝金及び旅費について

- 1 謝 金 1日につき30,000円（消費税別）
 （3時間以上の助言・指導等の業務に従事するものとする。）

- 2 旅 費 派遣専門家へ支払う旅費の実費は、公益財団法人千葉県産業振興センターの旅費規程に準じる。
 なお、旅費は原則として派遣専門家の勤務先、又は居住先住所から派遣先企業までの区間のうち、最も経済的な通常の経路により算出する。ただし、千葉県及び隣接する1都3県（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県）を超える区間の旅費については、対象外とする。
 また、車の旅費については、高速道路及び有料道路の利用料は原則対象外とする。